

越前町文化芸術等大会出場激励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、越前町における文化芸術活動の推進及び次世代の担い手育成を図るため、全国規模の大会等（以下「大会」という。）に出場する者に越前町文化芸術等大会出場激励金（以下「激励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、越前町に住所を有する者とする。ただし、越前町もしくは他の地方公共団体等から同様の激励金が交付される場合は交付対象者から除外する。

2 団体で大会に出場する場合は、前項に規定する者が交付対象者となる。

(対象大会)

第3条 交付の対象となる大会は、国内の予選等を経て出場する国際規模の文化芸術等大会、及び地方予選等を経て出場し又は厳正かつ明確な基準により推薦され出場する国若しくは全国的な組織が主催する全国規模の文化芸術等の大会とする。ただし、国内の予選等がない全国大会であっても全国的な組織が主催し、明確な基準により審査される場合は対象大会とする。

2 その他町長が認めた国際規模または全国規模の文化芸術等に関するコンクールまたは競技会とする。

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(交付申請等)

第5条 激励金の交付を受けようとする者は、大会が開催される日の14日前までに、越前町文化芸術等大会出場激励金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 交付対象者の氏名、住所及び勤務先や学校名等を記載した書類
- (2) 小学生・中学生・高校生は在学していることを明らかにする書類
- (3) 大会等開催要項
- (4) 大会等への出場を証明する書類
- (5) その他町長が特に必要と認める書類

2 申請は交付対象者の保護者が行うものとする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、申請書類等の審査を行い、激励金の交付を決定するものとする。

2 前項の規定により激励金の交付を決定したときは、越前町文化芸術等大会出場激励金交付決定通知書（様式第2号）により前条の規定による申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

（激励金の交付）

第7条 激励金は、前条の交付決定後すみやかに申請者に交付するものとする。

（激励金の返還）

第8条 町長は、激励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、激励金を返還させることができる。

- (1) 大会への出場を中止したとき
- (2) 不正な方法により激励金の交付を受けたとき

（交付回数）

第9条 激励金の交付は、同一出場大会につき1回を限度とする。

2 同一交付対象者への激励金の交付は、同一年度内において2回を限度とする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、激励金の交付に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

大会の区分		激励金の額
国際規模の大会	日本国外で開催される場合	50,000円
	日本国内で開催される場合	30,000円
全国規模の大会		10,000円
(備考) 交付対象者が届出日時点において小学生以下である場合は、当該交付対象者への交付額を5割増しとする。		